証券コード　3661
2019年６月12日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社エムアップ
代表取締役　美藤　宏一郎

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月26日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月27日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷２-22-３　渋谷東口ビル１Ｆ
ＴＫＰ渋谷　ガーデンシティ渋谷
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第15期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第3号議案　吸収分割契約承認の件
第4号議案　定款の一部変更の件
第5号議案　資本準備金の額の減少の件

４．招集にあたっての決定事項
　株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご留意ください。

以　上

株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取り止めとさせていただいております。

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類、事業報告及び計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.m-up.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用情勢の改善に伴う個人消費の持ち直しや、成長分野への投資の増加を背景に、一部に弱さは見られるものの全体としては緩やかに回復しております。今後についても回復が続くと期待されておりますが、人手不足感の高まりや増税の影響、海外経済の不確実性など、先行きについては慎重さが見られるようになってまいりました。

当社を取り巻く環境は、スマートフォンの普及によってインターネットのモバイル化が進み、インターネットの利用時間やそれを介したサービス消費も増加するなど、安定的な成長と市場拡大が続いております。利便性が向上する一方で、テクノロジーの進化や新たなビジネス、サービスの創出は加速しており、事業環境は目まぐるしく変化しております。

情報通信機器の保有状況を見ると、スマートフォンが75.1％（前年同期比3.3ポイント増）、タブレット端末が36.4％（前年同期比2.0ポイント増）となり、普及は一巡し安定成長へと移行しております。（出所：総務省「平成30年版情報通信白書」）。また、スマートフォンやタブレット端末の普及と利用増加に伴い、モバイルコンテンツの市場規模は、2018年には全体で２兆1,109億円（前年同期比12.5％増）となり、高い伸び率で拡大が続いております（出所：一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム）。

音楽やアーティスト関連の市場動向といたしましては、2018年の音楽ソフト（オーディオレコード及び音楽ビデオ合計）の生産金額は2,403億円（前年同期比3.6％増）、音楽配信の販売金額が644億円（前年同期比12.5％増）とそれぞれ増加いたしました（出所：一般社団法人日本レコード協会）。特に、音楽配信では、ストリーミングサービスの利用が急拡大しており、市場拡大の牽引役となっております。同様に2018年のライブ、コンサートの年間動員数は、4,862万人（前年同期比1.7％増）、市場規模としては3,448億円（同3.7％増）と、こちらも拡大が続いております（出所：一般

社団法人コンサートプロモーターズ協会）。

市場全体としては堅調に推移する一方で、音楽やコンテンツに対する利用者の志向が「モノ消費」から「コト消費」へと移行してきており、変化する事業環境を的確に捉え、競争力を維持、向上させていくことが、より重要となってきております。

このような外部環境の中、当社グループでは、アーティストやタレント、声優、アニメまでの幅広いジャンルを対象に、ファンクラブサイトの運営を中心として、キャラクター、スタンプ、音楽、電子書籍といった多岐にわたるデジタルコンテンツの配信や、eコマースに至るまで複合的な事業展開をしてまいりました。多数保有するコンテンツの優位性を生かし、それらを相互活用することでグループ全体でのシナジー効果を発揮させ、事業基盤の拡大と多様化を進めてまいりました。

また、ＶＲや電子チケットなど成長分野での新たな事業領域の開拓と、事業の多角化を積極的に推進してまいりました。

加えて、今後の当社グループの新たな成長のため、当社と同様にファンクラブサイト/ファンサイトを運営し、電子チケットサービスも手がけるＥＭＴＧ株式会社を完全子会社化いたしました。今後は、両社の得意分野や経営資源を相互活用することでの業容拡大と、事業効率化による収益性の向上を見込んでおります。

なお、ＥＭＴＧ株式会社につきましては、2018年６月29日にその発行済み株式の一部を取得した結果、2018年６月30日より持分法適用会社に、2018年９月28日にその他の同社発行済株式の全てを当社株式に株式交換したことにより、2018年９月30日（みなし取得日）に完全子会社となりました。

以上の結果、当連結累計期間における売上高は6,919百万円(前期比87.8%増)、営業利益は403百万円(前期比30.5%増)、経常利益は450百万円(前期比3.7%増)となりました。ＥＭＴＧ株式会社の完全子会社化の過程で、合意時点と比較し交換時点において当社株価が上昇したことにより、交換時における株価をもとに算出された取得総額が当初想定した取得総額を超過いたしました。それに伴い取得総額の差額2,664百万円を減損損失として特別損失に計上することとなり、その結果、親会社株主に帰属する当期純損失は2,269百万円(前期は96百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

期別 / 部門別	第13期（2017年３月期）		第14期（2018年３月期）		第15期（2019年３月期）	
	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高（百万円）	構成比（%）
コンテンツ事業	3,268	88.0	3,353	91.0	5,726	82.8
ＥＣ事業	435	11.7	227	6.2	596	8.6
電子チケット事業	－	－	－	－	496	7.2
その他	8,100	0.2	102	2.8	99	1.4
合計	3,711	100.0	3,683	100.0	6,919	100.0

セグメントごとの概要は、以下のとおりであります。

①コンテンツ事業

コンテンツ事業では、スマートフォンやＰＣ向けのファンクラブサイト運営や各種デジタルコンテンツ配信、アプリの提供などを行っており、これまでのセグメントでは、携帯コンテンツ配信事業、ＰＣコンテンツ配信事業及びアプリ事業が含まれております。

当連結累計期間におきましては、ＥＭＴＧ株式会社を子会社化したことに伴い、当社グループにて運営するファンクラブ/ファンサイト並びにその有料会員数は大幅に増加いたしました。また、これまでと同様に、アーティストや声優、タレントのファンクラブ、ファンメールサイトの開設を進めるとともに、他社からのサイト運営の移管などによって、新たな有料会員の獲得に取り組んでまいりました。加えて、年額制のファンクラブの採用や、既存サイト及びサービスのアプリ化、アプリを通じたスマホ決済サービスの導入などを進めることで、多様化する利用者ニーズへの対応と、収益獲得のための間口の拡大にも努めてまいりました。

既存のファンクラブサイトにおいては、会員向けのチケット先行販売の実施や、電子チケット及びチケットトレードサービス、ファンメール等の導入によって、会員数維持や単価上昇のための施策を講じてまいりました。

また、これまでのコンテンツ配信で培った経験やノウハウを活用し、動画配信分野の強化並びに新規事業の開発にも引き続き努めてまいりました。

その他、アイドルグループとのコラボレーション公式ファンアプリにおいて、機能追加や利便性の向上を目的とした大型アップデートを行う

とともに、各種キャンペーンを展開してまいりました。

以上の結果、当連結累計期間におけるコンテンツ事業の売上高は5,726百万円（前期比−%）、セグメント利益は630百万円（前期比−%）となりました。

②ＥＣ事業

ＥＣ事業は、従来のセグメントのｅコマース事業が該当いたします。

ＥＣ事業につきましては、ＣＤ、ＤＶＤ及びブルーレイといった音楽映像商品と、それに関連するアーティストグッズを中心に、当社グループの運営するファンクラブサイト等を通じた直販と、レコード会社の公式販売サイトの運営管理の両面から事業を展開してまいりました。当連結累計期間では、音楽映像商品の販売が堅調に推移いたしました。

アーティスト関連以外では、人気アニメ「エヴァンゲリオン」の公式オンラインストアの制作、運営を受託いたしました。サイトリニューアルを行うとともに、他社とのコラボレーションや商品の先行受注など、販売促進のため様々な取り組みを実施してまいりました。

以上の結果、当連結累計期間におけるＥＣ事業の売上高は596百万円（前期比161.7%増）、セグメント利益は205百万円（前期比732.0%増）となりました。

③電子チケット事業

電子チケット事業には、電子チケット及びチケットトレード、並びにそれらに付随する各種サービスからの収益により構成されております。

当連結累計期間では、音楽はもちろんのこと、プロ野球やフィギアスケートといったスポーツ、遊園地などのレジャー施設に至るまで幅広く電子チケットサービスを提供してまいりました。有力アーティストのコンサートやスポーツイベントへの電子チケットの導入が好調に進んだことから、この1年間では前年比約２倍となる約200万枚へと発券枚数を大きく増加させ、電子チケット業界有数の規模となりました。また、独自のチケットトレード機能についても、その導入先と利用が増加しております。加えて、電子チケットならではの特典コンテンツの付与や、アーティスト公式アプリへの実装、プロ野球等向けの選手カードゲーム、決済サービスなど、周辺の事業領域も順調に拡大させております。

以上の結果、当連結累計期間における電子チケット事業の売上高は496百万円(前期比-%)、セグメント利益は123百万円(前期比-%)となりました。

④その他事業

その他事業には、上記３つのセグメントに属さない主に新規事業開発を行う連結子会社の収益等が計上されております。

引き続き当連結累計期間におきましても、将来の収益獲得に向けた事業育成を行い、売上高は100百万円、セグメント損失は27百万円にとどまりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資は、総額で13百万円であり、その主要なものは工具、器具備品の取得13百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社では、当事業年度におきまして、新株予約権の行使により5,300株の新株式を発行し、７百万円を調達いたしました。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (2016年３月期)	第 13 期 (2017年３月期)	第 14 期 (2018年３月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売　上　高(百万円)	3,736	3,711	3,683	6,919
経　常　利　益(百万円)	371	467	434	450
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社に帰属する当期純損失(百万円)	226	310	96	△2,269
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失　(円)	30.36	41.63	12.98	△274.93
総　資　産(百万円)	2,683	3,060	3,041	10,212
純　資　産(百万円)	1,975	2,227	2,130	4,371
１株当たり純資産額　(円)	262.65	293.99	280.27	479.26

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (2016年３月期)	第 13 期 (2017年３月期)	第 14 期 (2018年３月期)	第 15 期 (当事業年度) (2019年３月期)
売　上　高(百万円)	3,731	3,572	3,167	3,333
経　常　利　益(百万円)	376	495	444	325
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	221	296	145	△2,460
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失　(円) (注１)	29.71	39.75	19.53	△298.06
総　資　産(百万円)	2,688	2,994	2,919	4,929
純　資　産(百万円)	1,983	2,213	2,160	4,110
１株当たり純資産額　(円) (注２)	263.68	294.07	286.91	454.24

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第15期（2019年3月期）の期首から適用しており、第12期（2016年3月期）以降の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
ＥＭＴＧ株式会社	263百万円	100%	ファンサイト/ファンクラブ運営/音楽ライブやスポーツ等の電子チケット事業

(4) 対処すべき課題

当社の継続的かつ安定的な成長とそれに伴う収益基盤の拡大のためには、変化に富むユーザーの嗜好を的確に捉えた魅力的なコンテンツや商品の提供を行うとともに、新規の顧客層を開拓していくことが必要であると認識しております。そのため当社は、以下のような課題に取り組んでまいります。

① スマートフォンへの対応と新規事業の開発

スマートフォンの普及が進むに伴い、スマートフォン向けアプリやコンテンツ、サービスの提供と、それによる収益の拡大が課題であると考えております。これに対し当社では、よりスマートフォンに適したサイト展開やコンテンツの高付加価値化に努めております。また、アーティスト等を題材としたアプリ、電子書籍などの配信、動画サービスの提供にも注力しております。加えて、スマートフォン向けの他社プラットフォームへ対してもスタンプなどのコンテンツ提供を行っております。今後についても、スマートフォン向けの有料サイトやコンテンツ、アプリを拡大していく方針であります。

また、新規事業につきましては、積極的な新規子会社の展開や、子会社を通じた他社との事業提携、並びに新規事業の開発にも取り組んでおります。

② 有力コンテンツの獲得推進と認知度の向上並びに他社との差別化

携帯コンテンツ配信事業においては、競合や市場環境はより一層厳しさを増すものと予想されます。当社が今後も優位性を保つためには、他社にはない有力コンテンツの獲得によるサイトの認知度の向上と、サイト内容の差別化、スマートフォン向けの新規コンテンツサービスや技術への迅速な対応が課題であると認識しております。

これに対して当社では、各種メディアや業界動向などから幅広く情報収集を行うとともに、これまでに培った音楽業界での経験から、今後の流行

が予想されるコンテンツの目利きを行っております。また、それと同時にこれまで構築してきた業界内でのネットワークを活用し、同業他社に先駆けそれらコンテンツの獲得を行うことができるよう営業活動に努めてまいります。

また、サイト運営にあたっては、技術力の高いシステム開発会社を選定の上、収益をあらかじめ定められた料率で分配する方式を採用することにより、固定的な開発費用の発生を抑制すると同時に、日進月歩の携帯技術に対して機動的に対応する体制を構築しております。

③ 顧客基盤の拡大

当社の継続的かつ安定的な成長のためには、顧客基盤の拡大が重要であると認識しております。このため、当社では、今後の利用者の拡大が見込まれる新規コンテンツ分野については、より多くの利用者の目に触れることのできるよう、いち早く市場に参入することにより、サイトやサービス注目度と集客力を上昇させ、新規会員の獲得を推進しております。

また、キャリアの展開するスマートフォン向け月額使い放題のコンテンツサービスにも、複数のサイトやコンテンツを提供するとともに。キャリアと共同で様々なキャンペーンを展開するなど、収益獲得機会の間口の拡大にも努めております。

加えて、様々なコンテンツカテゴリーにおいて様々なサイトやサービスを提供する強みやノウハウを生かし、サイト間での相互リンクやコンテンツ・サービスの相互利用などにより、新規会員獲得を推進するとともに、既存会員の当社サイトの利用継続性の向上も図っております。

④ 優秀な人材の確保

上記の課題に対応していくためには、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。

当社は、潜在顧客の求める魅力あるコンテンツを企画出来る能力、商品ライフサイクルにわたって利用者を引き付けるサイトを運営できる能力、ニーズの高いコンテンツを発掘できる能力、外注先を含めた人的資源をマネジメントできる能力等を有する優れた人材の確保するために、新卒も含めた採用活動の強化、社内教育の充実による人材の育成に注力していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社は、携帯電話端末（スマートフォン並びにフィーチャーフォン）及びＰＣ端末向けサイトの企画・制作・運営及びコンテンツの提供を主な事業としております。また、当社の事業は、コンテンツ事業、ＥＣ事業、電子チケット事業及びその他の事業に分類されます。

各事業における主な商品及び当社の位置付け等は次のとおりとなります。

（コンテンツ事業）

当事業において、当社は、音楽事務所、アーティスト・俳優及びレコード会社等のコンテンツホルダーより許諾を受け、ＰＣやスマートフォン向けのアプリや公式サイトの企画等を行い、各キャリア等を通じて利用者にサービスを提供します。

当事業は、提供するコンテンツやサービスに応じて、「音楽コンテンツ配信サイト」「エンタテインメントコンテンツ配信サイト」及び「ファンクラブサイト」の３つに大別されます。

（ＥＣ事業）

当事業においては、レコード会社及び音楽事務所等よりＣＤ及びＤＶＤ等のパッケージ商品やアーティストのグッズの販売を、特定のブランドショップよりアパレル商品の販売を、それぞれ受託しております。それら商品を当社の運営するWebサイトに掲載し、販売を行います。なお、商品の出荷梱包、配送、決済（代金引換支払の集金）及び在庫管理は、業務委託する運送業者等が行います。

（電子チケット事業）

当事業において、当社は、アーティストのライブやコンサート、プロ野球やフィギアスケートといったスポーツイベント、レジャー施設等で使用するチケットを、スマートフォンを利用した電子チケットの形式で提供する事業であり、電子チケットのサービス利用料が当社の収益となります。

当事業では電子チケットの提供だけではなく、権利者に許諾を受けたチケットのトレード機能も提供していることが大きな特徴であり強みでもあります。

加えて、例えばプロ野球選手のカードコレクションアプリなど、電子チケットに付随するサービスも提供しております。

(6) 主要な事業所（2019年３月31日現在）

東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンテンツ事業	130（17）名	84名増（10名増）
電子チケット事業	37（4）	37名増（4名増）
EC事業	7（-）	3名増（-名）
共通	15（3）	9名増（3名増）
その他（子会社）	2（1）	29名減（-名減）
合計	191（25）	106名増（17名増）

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64（9）名	- 名（2名）	32.7歳	4.41年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　24,000,000株

② 発行済株式の総数　9,026,397株

③ 株主数　3,839名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
美藤宏一郎	1,468,800	16.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	962,300	10.6
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	493,700	5.4
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	386,900	4.2
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	351,000	3.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	347,100	3.8
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	343,911	3.8
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	316,000	2.8
佐藤元	254,873	2.8
冨田義博	250,192	2.7

（注）持株比率は、発行済株式の総数より、自己株式（118株）を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年３月31日現在）
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
2017年５月17日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数（個）	840
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	84,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,183 （注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2017年６月１日 至 2022年５月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,183 資本組入額 592
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1.当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じ

る１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２.新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

３．新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算定式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

４．①割当日から本新株予約権の行使期間の末日に至るまでの間に金融商品取引所における当社通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記（注）３に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に30％を乗じた価格を下回った場合には、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
ア）当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ）当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
ウ）当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
エ）その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
②本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、上記①アに掲げる事由が生じた場合を除き、2018年６月１日より本新株予約権の一部または全部を行使できるものとする。
③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的たる株式の種類及び数の規定に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の規定で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項の規定に準じて決定する。

7．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

8．その他新株予約権の行使の条件

上記（注）４に準じて決定する。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年３月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
美藤 宏一郎	代表取締役		
藤池 季樹	取締役	総務経理部長	
武田 和豊	取締役 (監査等委員・常勤)	(常勤)	
織原 新一	取締役(監査等委員)		株式会社インパクト代表取締役 株式会社エコグリーンホールディングス社外監査役
今村 肇	取締役(監査等委員)		

(注) １．取締役（監査等委員）織原新一及び今村肇は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）織原新一は、長年にわたり、コンサルティング業務を通じて、経理・財務業務に携わってきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、武田和豊を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、取締役（監査等委員）織原新一並びに取締役（監査等委員）今村肇の２名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役 (監査等委員を除く)	２名	111,800千円	
取締役 (監査等委員)	３名	11,040千円	うち社外取締役２名2,400千円
合計	５名	122,840千円	－

(注) １．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第12期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）織原新一氏は、株式会社インパクトの代表取締役であります。当社と株式会社インパクトの間には特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）織原新一氏は、株式会社エコグリーンホールディングスの社外監査役であります。当社と株式会社エコグリーンホールディングスの間には特別な関係はありません。

ハ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ニ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役 （監査等委員）	織　原　新　一	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会にはすべて出席し、上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識・経験に基づき、適宜意見を述べております。
取　締　役 （監査等委員）	今　村　　肇	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会にはすべて出席し、主に音楽業界における豊富な経験・見地から、適宜有用な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60,000
② 上記以外の業務に基づく報酬	－
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60,000

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第１項の規定に基づく、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2009年12月16日開催の取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守および社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

(2) コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセスおよび業務執行において、全社を横断する調査、監督指導を行う。

(3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程および監査計画に基づき監査等委員会の監査を受け、監査等委員会は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

(4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会および取締役会に報告する。

(5) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下、「内部監査室」という。）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員および監査等委員会にも報告され、経営力の強化を図る。

(6) 事業毎に必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

(7) 金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備、構築し、業務の改善に努める。

(8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性および網羅性を確保する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報および文書の取扱いは、法令および社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等

を行う。
(2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。
(3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定および改定し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織および責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
(2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
(3) リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画および業務目標を明確にし、各業務を執行する。
(2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
(3) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者およびその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1) 当社の内部監査室が、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の職務を補助する。
(2) 監査等委員会が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査等委員会が意見交換を行い決定する。

6．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会より監査等委員会を補助するようにとの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとする。

7．取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセスおよび業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員にその説明を求める。

(2) 取締役および従業員は、監査等委員会の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
(3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。

8．その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会には法令に従い社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
(2) 監査等委員会、会計監査人および内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
(3) 代表取締役と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。
(4) 監査等委員会が独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

9．反社会的勢力を排除するための体制
(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
(2) 当社は、「反社会的勢力および団体の排除に関するポリシー」により、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。」と宣言するとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力および団体との関係を遮断するための取組支援、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。

当事業年度における当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による内部監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の監査、評価及び改善を実施しております。また、内部監査では、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を実施しております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

法令遵守体制の強化を図るべく「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において、当該事実を速やかに把握し適切に対処することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

(3) リスク管理

当社では、当社グループを取り巻く様々なリスクを一元的に把握、予防及び管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、コンプライアンス委員会内に「リスク委員会」を設置しております。

(4) 子会社管理

子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」を定め、総務経理部において子会社経営管理体制の整備、統括を実施しております。子会社の財務状況、事業の進捗等につきましては、当社取締役会において月次で報告を受けるなど、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を構築しております。

(5) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月１回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会における取締役の職務執行に対する監督機能を強化しております。

(6) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会への出席及びその他重要な会議への出席、取締役及び使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について監査を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(6) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。また、配当性向は30％以上を目標としております。

2019年３月期の期末配当金は、第５号議案「資本準備金の額の減少の件」が可決承認されることを条件に、2019年６月27日開催の取締役会決議により、１株当たり22円とさせていただく予定です。

（注）本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,396,369	流動負債	5,662,720
現金及び預金	5,357,977	買掛金	2,079,272
売掛金	1,193,977	未払金	2,502,129
商品	27,631	未払法人税等	50,682
仕掛品	1,410	前受金	738,202
未収入金	458,310	賞与引当金	26,999
その他	357,829	役員賞与引当金	30,000
貸倒引当金	△767	その他	235,432
固定資産	2,816,292	固定負債	178,028
有形固定資産	479,939	資産除去債務	38,157
建物	340,692	繰延税金負債	133,894
車両運搬具	6,660	その他	5,976
工具、器具及び備品	31,333	負債合計	5,840,748
土地	101,252	(純資産の部)	
無形固定資産	1,674,537	株主資本	4,333,166
のれん	1,201,864	資本金	253,791
顧客関連資産	437,277	資本剰余金	4,912,926
その他	35,395	利益剰余金	△833,416
投資その他の資産	661,815	自己株式	△134
投資有価証券	200,405	その他の包括利益累計額	△7,206
長期貸付金	77,927	その他有価証券評価差額金	△7,206
繰延税金資産	147,751	新株予約権	10,297
その他	313,657	非支配株主持分	35,655
貸倒引当金	△77,927	純資産合計	4,371,912
資産合計	10,212,661	負債及び純資産合計	10,212,661

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,919,005
売上原価		4,958,709
売上総利益		1,960,295
販売費及び一般管理費		1,556,889
営業利益		403,406
営業外収益		
投資有価証券売却益	1,396	
為替差益	1,428	
貸倒引当金戻入額	2,346	
受取賃借料	6,416	
債務免除益	14,423	
持分法による投資利益	17,760	
その他	3,408	47,180
経常利益		450,586
特別利益		
固定資産売却益	506	
新株予約権戻入益	1,071	
段階取得による差益	39,681	41,259
特別損失		
減損損失	2,664,745	
投資有価証券評価損	11,999	
その他	27,145	2,703,890
税金等調整前当期純損失		2,212,044
法人税、住民税及び事業税	68,791	
法人税等調整額	△15,216	53,575
当期純損失		2,265,619
非支配株主に帰属する当期純利益		4,147
親会社株主に帰属する当期純損失		2,269,766

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	248,477	271,582	1,600,915	△48	2,120,927
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,313	5,313			10,626
連結子会社の持分の変動による増減		84,516			84,516
株式交換による変動額		4,551,514			4,551,514
剰余金の配当			△164,564		△164,564
親会社株主に帰属する当期純損失			2,269,766		2,269,766
自己株式の取得				△86	△86
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,313	4,641,344	△2,434,331	△86	2,212,239
当期末残高	253,791	4,912,926	△833,416	△134	4,333,166

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△24,412	△24,412	14,707	19,624	2,130,846
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					10,626
連結子会社の持分の変動による増減					84,516
株式交換による変動額					4,551,514
剰余金の配当					△164,564
親会社株主に帰属する当期純損失					2,269,766
自己株式の取得					△86
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,205	17,205	△4,410	16,031	28,826
当期変動額合計	17,205	17,205	△4,410	16,031	2,241,066
当期末残高	△7,206	△7,206	10,297	35,655	4,371,912

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数	８社
・連結子会社の名称	EMTG株式会社 株式会社エンターテイメント・ミュージック・チケットガード 株式会社WEARE 株式会社THE STAR JAPAN 株式会社FREE 株式会社Roen Japan 株式会社VRMODE 株式会社KAKUZO

上記のうち、ＥＭＴＧ株式会社については、2018年９月28日付の株式交換による完全子会社化に伴い、連結の範囲に含めております。

また、株式会社エンターテイメント・ミュージック・チケットガードについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第１四半期連結会計期間より、株式取得に伴い、ＥＭＴＧ株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

2018年９月28日の株式交換によるＥＭＴＧ株式会社の完全子会社化に伴い、第２四半期連結会計期間より、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①　資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの	総平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	個別法による原価法（連結貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。
仕掛品	個別法による原価法（連結貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

②　固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産	定率法を採用しております。 ただし、建物並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～50年
車両運搬具	５年
工具、器具及び備品	２～15年

ロ．無形固定資産　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	６年
顧客関連資産	９年

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号　2018年１月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年４月１日以降適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

３．表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において無形固定資産に含めておりました「のれん」（前連結会計年度1,447千円）は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において流動負債「その他」に含めておりました「未払金」（前連結会計年度87,910千円）は、負債及び純資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　105,704千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,480,300株	1,546,097株	－株	9,026,397株

（注）株式交換に伴う新株の発行により、発行済株式の総数は1,540,797株増加しております。

（２）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	86株	32株	－株	118株

（３）当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2018年５月15日 取締役会	普通株式	164,564千円	22円00銭	2018年３月31日	2018年６月29日

（４）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2019年６月27日 取締役会	普通株式	198,578千円	その他資本剰余金	22円00銭	2019年３月31日	2019年６月28日

（５）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2013年第7回新株予約権	2017年第8回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	16,200株	84,000株
新株予約権の残高	162個	840個

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性の高い金融資産で余資運用しております。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ．売掛金、未収入金、長期貸付金は取引先の信用リスクに晒されております。このリスクについては、当社与信管理規程に基づき、顧客企業の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

ロ．投資有価証券は、主に投資信託であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクを有しておりますが、定期的に時価を把握し、リスク管理を行っております。

ハ．買掛金、未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社ではキャッシュ・フローの予算管理等を通じて、当該リスクを軽減しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,357,977	5,357,977	－
(2) 売掛金	1,193,977	1,193,977	－
(3) 未収入金	458,310	458,310	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	195,406	195,406	－
(5) 長期貸付金	77,927		
貸倒引当金（※）	△77,927		
小計	0	0	－
資産計	7,205,671	7,205,671	－
(1) 買掛金	2,079,272	2,079,272	－
(2) 未払金	2,502,129	2,502,129	－
(3) 未払法人税等	50,682	50,682	－
負債計	4,632,085	4,632,085	－

(※) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額 5,000千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,357,977	－	－	－
売掛金	1,193,977	－	－	－
未収入金	458,310	－	－	－
長期貸付金	－	77,927	－	－
合計	7,010,265	77,927	－	－

7．減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産

種類	場所	用途
のれん	－	－

(2) 減損損失の認識に至った経緯

ＥＭＴＧ株式会社を株式交換により完全子会社化とした際に、取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上いたしましたが、株式交換効力発生時の当社株価に基づく取得原価と株式交換合意時の当社株価に基づく取得原価の差については、収益性が見込めないとし、減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

のれん　　2,664,745千円

(4) グルーピングの方法・資産グループの概要

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

上記ののれんは、当初想定していた収益が見込めなくなったため、当該資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減額を減損損失(2,664,745千円)として計上しております。

回収可能性は、使用価値により算定しております。使用価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローを8.31%で割り引いて算定しております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　479円26銭

(2) 1株当たり当期純損失　　274円93銭

9．企業結合等関係に関する注記

取得及び株式交換による企業結合

当社は、2018年5月31日開催の取締役会において、当社がＥＭＴＧ株式の譲渡を希望するＥＭＴＧ株主から株式を譲り受けるとともに、当社を株式交換完全親会社、ＥＭＴＧ株式会社（以下、「ＥＭＴＧ」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式譲渡契約書及び株式交換契約書を締結いたしました。2018年6月28日に開催された当社とＥＭＴＧの定時株主総会における株式交換契約の承認決議を経て、2018年9月28日付で当社を株式交換完全親会社、ＥＭＴＧを株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

1．企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	ＥＭＴＧ株式会社
事業の内容	スマートフォン電子チケットの企画・開発・運営
	ファンサイト・ファンクラブの企画・開発・運営
	公式チケットトレードシステムの開発・運営
	アーティストグッズオンライン販売システムの開発・運営
	音楽メディアの企画・運営

（2）企業結合を行った主な理由

当社とＥＭＴＧは、2017年2月より電子チケットサービスの当社ファンクラブサイトへの導入や、当社のファンメール配信及びコンテンツ制作のＥＭＴＧへの提供など両社の得意分野を活かした相互発展を目的とし、業務提携を行い協業体制の構築を進めてまいりましたが、当該株式交換により、協業関係をさらに深化させ、グループ全体としての収益力を向上、企業価値の増大を図るためです。

（３）企業結合日

2018年６月29日（現金を対価とする株式取得日）

2018年９月28日（株式交換の効力発生日）

2018年９月30日（みなし取得日）

（４）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び当社を株式交換完全親会社とし、ＥＭＴＧを株式交換完全子会社とする株式交換

（５）結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

（６）取得した議決権比率

企業結合日以前に保有していた議決権比率	0.69％
現金により取得した議決権比率	34.89％
株式交換により取得した議決権比率	64.42％
取得後の議決権比率	100.00％

なお、当社は株式の全てを取得することを目的とした、現金を対価とする株式取得及び当社を株式交換完全親会社とし、ＥＭＴＧを株式交換完全子会社とする株式交換を一体の取引として処理しております。

（７）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がＥＭＴＧの議決権の100％を取得し、完全子会社化したことによるものです。

２．連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2018年10月１日から2019年３月31日まで

なお、2018年７月１日から2018年９月30日までの業績を持分法による投資損益として計上しております。

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していたＥＭＴＧ株式の企業結合日における時価	48百万円
	現金による株式取得の対価	1,046百万円
	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	4,551百万円
取得原価		5,646百万円

４．株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

会社名	当社 （株式交換完全親会社）	ＥＭＴＧ （株式交換完全子会社）
株式交換比率	１	１．６４８
株式交換により交付した株式数	普通株式：１，５４０，７９７株	

当社は本株式交換に用いられる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公正性及び妥当性を確保するため、当社及びＥＭＴＧから独立した第三者算定機関である株式会社ディープインパクト（以下「ディープインパクト」といいます。）に本株式交換比率の算定を依頼しました。当社は、ディープインパクトから提出を受けた本株式交換比率の算定結果を踏まえ、ＥＭＴＧと慎重な検討・協議・交渉を行った結果、両社の取締役会において、本株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断しています。

５．被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益　　39百万円

６．主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザリー等に対する手数料等　　７百万円

７．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	5,073百万円
固定資産	624百万円
資産合計	5,697百万円
流動負債	3,867百万円
固定負債	141百万円
負債合計	4,009百万円

８．のれん以外の無形固定資産に配分された金額、内容および償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	463百万円	９年

９．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
（１）発生したのれんの金額
3,975百万円
（２）発生原因
取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。
（３）償却方法及び償却期間
６年間にわたる均等償却
なお、当該のれんの一部については、減損処理をしております。詳細は、「連結注記表７．減損損失に関する注記」に記載しております。

１０．企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の損失
当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

貸　借　対　照　表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	893,895	流動負債	651,235
現金及び預金	271,702	買掛金	374,140
売掛金	490,918	未払金	73,046
商品	6,289	未払費用	8,821
前渡金	38,192	未払法人税等	36,526
前払費用	28,546	未払消費税等	6,520
未収入金	18,863	前受金	91,140
その他	39,939	預り金	5,605
貸倒引当金	△558	賞与引当金	13,859
固定資産	4,035,668	役員賞与引当金	30,000
有形固定資産	416,896	その他	11,573
建物	288,058	固定負債	167,899
車両運搬具	6,173	資産除去債務	19,717
工具、器具及び備品	21,412	長期預り敷金保証金	142,205
土地	101,252	その他	5,976
無形固定資産	36,642	負債合計	819,135
商標権	14,166	（純資産の部）	
ソフトウエア	22,476	株主資本	4,107,338
投資その他の資産	3,582,129	資本金	253,791
投資有価証券	200,405	資本剰余金	4,831,573
関係会社株式	3,051,933	資本準備金	4,795,305
長期貸付金	77,927	その他資本剰余金	36,267
関係会社長期貸付金	68,200	利益剰余金	△977,891
敷金	264,169	その他利益剰余金	△977,891
繰延税金資産	39,226	繰越利益剰余金	△977,891
その他	9,394	自己株式	△134
貸倒引当金	△129,127	評価・換算差額等	△7,206
		その他有価証券評価差額金	△7,206
		新株予約権	10,297
		純資産合計	4,110,428
資産合計	4,929,564	負債及び純資産合計	4,929,564

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（ 2018年４月１日から
2019年３月31日まで ）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		3,333,968
売上原価		2,249,270
売上総利益		1,084,697
販売費及び一般管理費		740,606
営業利益		344,091
営業外収益		
投資有価証券売却益	1,396	
為替差益	1,428	
貸倒引当金戻入額	2,346	
受取賃借料	6,416	
その他	1,527	13,115
営業外費用		
貸倒引当金繰入額		32,000
経常利益		325,207
特別利益		
固定資産売却益	506	
新株予約権戻入益	1,071	1,577
特別損失		
関係会社株式評価損	2,625,177	
投資有価証券評価損	11,999	
その他	29,248	2,666,426
税引前当期純損失		2,339,641
法人税、住民税及び事業税	119,491	
法人税等調整額	1,550	121,041
当期純損失		2,460,683

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（ 2018年４月１日から
2019年３月31日まで ）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	248,477	238,477	36,267	274,745	1,647,356	1,647,356	△48	2,170,532
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	5,313	5,313		5,313				10,626
株式交換による変動額		4,551,514		4,551,514				4,551,514
剰余金の配当					△164,564	△164,564		△164,564
当期純損失					2,460,683	2,460,683		2,460,683
自己株式の取得							△86	△86
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	5,313	4,556,827	－	4,556,827	△2,625,248	△2,625,248	△86	1,936,806
当期末残高	253,791	4,795,305	36,267	4,831,573	△977,891	△977,891	△134	4,107,338

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,412	△24,412	14,707	2,160,827
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				10,626
株式交換による変動額				4,551,514
剰余金の配当				△164,564
当期純損失				2,460,683
自己株式の取得				△86
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,205	17,205	△4,410	12,795
当期変動額合計	17,205	17,205	△4,410	1,949,601
当期末残高	△7,206	△7,206	10,297	4,110,428

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　個別法による原価法（貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法を採用しております。
ただし、建物並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～50年
車両運搬具	５年
工具、器具及び備品	２～10年

② 無形固定資産　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用）	３～５年
商標権	５年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号　2018年１月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年４月１日以降適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

前事業年度において固定資産「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「敷金」（前事業年度121,768千円）は資産の総額の100分の5を超えたため、当事業年度においては区分掲記しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額　　82,251千円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	22,105千円
短期金銭債務	5,702千円
長期金銭債権	68,200千円
長期金銭債務	142,205千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	86株	32株	-株	118株

６．税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

貸倒引当金	39,709千円
賞与引当金	4,243千円
売上高調整額	21,533千円
減価償却超過額	18,472千円
投資有価証券評価損	83,287千円
資産除去債務	6,037千円
未払事業税及び地方法人特別税	3,982千円
関係会社株式評価損	819,384千円
その他	6,161千円
繰延税金資産小計	1,002,812千円
評価性引当額	△960,641千円
繰延税金資産合計	42,170千円

② 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

資産除去債務に対応する除去費用	△2,944千円
繰延税金負債合計	△2,944千円
繰延税金資産の純額	39,226千円

７．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	EMTG㈱	東京都渋谷区	263,434	ファンサイト/ファンクラブ運営	直接100.0	役員の兼任本社の転貸借	本社敷金の負担	142,205	長期預り敷金保証金	142,205

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

敷金については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	454円24銭
(2) １株当たり当期純損失	298円06銭

９．重要な後発事象

（会社分割）

当社は、2019年４月19日開催の取締役会において、2019年６月27日に開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件として、2020年４月１日（予定）を効力発生日として会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行すること及び2019年４月22日に分割準備会社として当社100％出資の子会社「株式会社エムアップ分割準備会社」を設立することを決議しました。

また、2019年５月15日開催の取締役会において、本件吸収分割契約の締結を決議し、当該吸収分割契約を締結いたしました。

本件分割後の当社は、2020年４月１日（予定）で商号を「株式会社エムアップホールディングス」に変更し、持株会社体制へ移行する予定ですが、引き続き上場を維持する予定でおります。

なお、会社分割の概要は、以下のとおりであります。

1. 会社分割の目的

当社を取り巻く環境は、スマートフォンの普及を背景にインターネットのモバイル化が進み、インターネットの利用時間やそれを介したサービス消費も増加するなど、安定的な成長と市場拡大が続いております。利便性が向上する一方で、テクノロジーの進化や新たなビジネス、サービスの創出は加速しており、事業環境は目まぐるしく変化しております。また、音楽やコンテンツに対する利用者の志向が「モノ消費」から「コト消費」へと移行してきており、変化する事業環境を的確に捉え、競争力を維持、向上させていくことがより重要となってきております。

このような環境下において、当社は、ＶＲや電子チケットなど成長分野での新たな事業領域の開拓と、事業の多角化を積極的に推進してまいりました。また、ＥＭＴＧの子会社化に伴い、事業基盤は大きく拡大いたしました。今後については、拡大した事業基盤に基づいた経営資源の最適分配を行うと同時に、役割や業務内容の明確化を図り、それぞれの責任と権限において迅速な意思決定を行うことにより、さらなる事業拡大や経営人材の育成等を進めていくことで、持続的に企業価値の向上を図っていくことができる体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

当社は、持株会社体制への移行後、引き続き上場会社となるとともに、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略策定、当社グループ全体で保有する経営資源の効率的かつ横断的な活用によるシナジー効果の最大化、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	2019年４月19日
分割準備会社の設立	2019年４月22日
吸収分割契約承認取締役会	2019年５月15日
吸収分割契約締結	2019年５月15日
吸収分割契約承認定時株主総会	2019年６月27日
吸収分割の効力発生日	2020年４月１日（予定）

(2) 分割方式

当社を分割会社とする会社分割により、ファンクラブサイト事業を当社の100％子会社であるＥＭＴＧに、コンテンツ事業を当社の100％子会社として新たに設立する株式会社エムアップ分割準備会社に承継させる予定です。

(3) 分割に係る割当ての内容

本件分割に際して吸収分割承継会社であるＥＭＴＧは普通株式を15,000株、株式会社エムアップ分割準備会社は普通株式を10,000株発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 分割により減少する資本金等

資本金等に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、別途吸収分割契約に定める資産、債務、契約その他の権利義務を承継いたします。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割後の当社及び承継会社は、いずれも資産の額が負債の額を上回ることが見込まれていること、また、収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態が予測され

ないことから、債務の履行に問題はないものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 （2019年３月31日現在）	承継会社 （2019年３月31日現在）	承継会社 （2019年４月22日現在）
(1)商号	株式会社エムアップ （2020年４月1日付で「株式会社エムアップホールディングス」に変更予定）	ＥＭＴＧ株式会社 （2020年４月1日付で上記より変更予定）	株式会社エムアップ分割準備会社 （2020年４月1日付で上記より変更予定）
(2)所在地	東京都渋谷区渋谷 三丁目12番18号	東京都渋谷区渋谷 三丁目12番18号	東京都渋谷区渋谷 三丁目12番18号
(3)代表者の 役職・氏名	代表取締役 美藤 宏一郎	代表取締役 冨田 義博	代表取締役 美藤 宏一郎
(4)事業内容	携帯コンテンツ配信事業 PCコンテンツ配信事業 eコマース事業	スマートフォン・携帯向け アーティストファンサイトの企画・開発・運営 ファンクラブの企画・開発・運営	コンテンツ事業（ただし、本件吸収分割前は事業を行っておりません。）
(5)資本金	253百万円	263百万円	10百万円
(6)設立年月日	2004年12月14日	2007年３月31日	2019年４月22日
(7)発行済株式数	9,026,397株	1,440,000株	1,000株
(8)純資産	4,110百万円（単体）	1,172百万円（単体）	10百万円（単体）
(9)総資産	4,932百万円（単体）	6,097百万円（単体）	10百万円（単体）
(10)従業員数	73名（単体）	86名（単体）	０名（単体）

4. 分割する事業部門の概要

(1)ファンクラブサイト事業

①分割する部門の事業内容

アーティストファンサイト及びファンクラブの企画・開発・運営を行う事業

②分割する部門の経営成績（当連結会計年度）

売上高　2,601百万円（単体）

(2)コンテンツ事業

①分割する部門の事業内容

スマートフォンなどの携帯端末及びPC端末向けの有料コンテンツの提供を行う事業

②分割する部門の経営成績（当連結会計年度）

売上高　732百万円（単体）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月24日

株式会社　エムアップ
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下　条　修　司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　裕　之　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エムアップの2018年４月１日から2019年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムアップ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月24日

株式会社　エムアップ
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下　条　修　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　裕　之	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エムアップの2018年４月１日から2019年３月３１日までの第１５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、2019年５月15日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するため、吸収分割契約を締結することを決議し、吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

2019年５月15日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するため、吸収分割契約を締結することを決議し、吸収分割契約を締結いたしました。

当該事項は、監査等委員会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2019年５月24日

株式会社エムアップ　監査等委員会

常勤取締役（監査等委員長）武　田　和　豊　㊞

社外取締役（監査等委員）　織　原　新　一　㊞

社外取締役（監査等委員）　今　村　　肇　㊞

（注）監査等委員織原新一及び今村肇は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　監査等委員でない取締役３名選任の件

監査等委員でない取締役全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役として、新たに３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての監査等委員でない取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みとう　こういちろう 美藤　宏一郎 （1958年８月12日）	1984年２月　ビクター音楽産業株式会社（現ビクターエンタテインメント株式会社）入社 1990年８月　東芝イーエムアイ株式会社（現株式会社ＥＭＩミュージック・ジャパン）入社 1997年６月　株式会社ボーダレス・コネクション（現　株式会社アンリミテッドグループ）入社 1998年７月　株式会社ヘッドワックスオーガナイゼーション　取締役 2003年８月　株式会社アンリミテッドグループ　取締役 2004年12月　当社設立、取締役 2005年10月　当社代表取締役（現任）	1,468,800株
2	ふじ　いけ　とし　き 藤池　季樹 （1964年６月24日）	1992年９月　ＡＳＴリサーチジャパン株式会社入社 1996年３月　アキア株式会社入社 1998年４月　日本サイテックス株式会社入社 2001年１月　株式会社コマースセンター入社 2004年12月　株式会社アプリックス入社 2007年７月　当社入社　経理部長 2007年８月　当社取締役経理部長 2009年10月　当社取締役総務経理部長（現任）	116,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	※ ごとう　ゆたか 後藤　豊 （1949年３月28日）	1972年４月　株式会社ユイ音楽出版設立　代表取締役 1972年５月　株式会社ユイ音楽工房設立　代表取締役 1975年６月　株式会社フォーライフレコード設立　代表取締役副社長 1982年６月　株式会社フォーライフレコード　代表取締役社長 1985年３月　社団法人日本レコード協会　理事 1986年10月　社団法人音楽制作者連盟設立　理事長 1993年３月　財団法人音楽産業･文化振興財団（現　一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団）設立　副理事長 2001年10月　株式会社ユイミュージック　代表取締役（現任） 2001年11月　株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント　代表取締役社長（現任） 2013年４月　一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団　理事長（現任）	―株

（注）１．各監査等委員でない取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．後藤豊氏は社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりレコード会社等を経営していきたことから、音楽業界における経験・識見が豊富であり、その知見を活かした専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待するためであります。加えて同氏は、音楽やその制作者、権利者のための業界団体での活動統括の経験も豊富であり、企業社会全体を踏まえた客観的視点での経営の監督とチェック機能という観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
なお、原案通り選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出する予定です。
３．※は新任の候補者であります。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役武田和豊氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ とみさわ　いっせい 富澤　一誠 （1951年４月27日）	1971年４月　音楽評論家として活動開始 1988年12月　日本レコード大賞　審査員 2006年12月　日本レコード大賞　常任実行委員 2008年４月　尚美ミュージックカレッジ専門学校　客員教授 2009年４月　学校法人尚美学園　評議員 2014年12月　学校法人尚美学園　理事 2016年12月　日本レコード大賞　アルバム賞委員長就任 2018年４月　尚美学園大学　副学長（現任）	―株

（注）１．監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．富澤一誠氏は社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、音楽評論活動の経験を生かし、第三者的かつ、公正・中立な視点から経営監視機能を強化していただくために選任をお願いするものであります。
なお、原案通り選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出する予定です。

３．※は新任の候補者であります。

第３号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社を取り巻く環境は、スマートフォンの普及を背景にインターネットのモバイル化が進み、インターネットの利用時間やそれを介したサービス消費も増加するなど、安定的な成長と市場拡大が続いております。利便性が向上する一方で、テクノロジーの進化や新たなビジネス、サービスの創出は加速しており、事業環境は目まぐるしく変化しております。また、音楽やコンテンツに対する利用者の志向が「モノ消費」から「コト消費」へと移行してきており、変化する事業環境を的確に捉え、競争力を維持、向上させていくことがより重要となってきております。

このような環境下において、当社は、ＶＲや電子チケットなど成長分野での新たな事業領域の開拓と、事業の多角化を積極的に推進してまいりました。また、ＥＭＴＧ株式会社の子会社化に伴い、事業基盤は大きく拡大いたしました。今後については、ファンクラブ事業は同事業を主力事業とするＥＭＴＧ株式会社に集約、コンテンツ事業は新たに設立した株式会社エムアップ分割準備会社へ継承させることで、拡大した事業基盤に基づいた経営資源の最適分配を行うと同時に、役割や業務内容の明確化を図り、それぞれの責任と権限において迅速な意思決定を行うことにより、さらなる事業拡大や経営人材の育成等を進めていくことで、持続的に企業価値の向上を図っていくことができる体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

当社は、持株会社体制に移行することで、グループ全体の統一的かつ柔軟な戦略策定、当社グループ全体で保有する経営資源の効率的かつ横断的な活用によるシナジー効果の最大化、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

以上の理由により持株会社に移行するため、当社は、2020年４月１日（予定）をもって、当社の営む事業のうちファンクラブサイト事業に関して有する権利義務を当社の100％子会社であるＥＭＴＧ株式会社に、コンテンツ関連事業に関して有する権利義務を当社の100％子会社である株式会社エムアップ分割準備会社に、それぞれ承継することにつき、ご承認をお願いするものであります。

２．　吸収分割契約の内容の概要

（1）「吸収分割契約書（写）」（ＥＭＴＧ株式会社）

吸収分割契約書（写）

株式会社エムアップ（以下「甲」という。）及びＥＭＴＧ株式会社（以下「乙」という。）は、ファンクラブサイト事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、本件事業に関して有する権利義務を、効力発生日（第7条において定義される。以下同じ。）をもって乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社エムアップ

住所：東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

渋谷南東急ビル

（乙）吸収分割承継会社

商号：ＥＭＴＧ株式会社

住所：東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

渋谷南東急ビル

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ⅰ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
4. 第1項にかかわらず、効力発生日の前日までに、乙において、本件事業の遂行に必要となる免許、許可、認可、承認、登録及び届出等（以下「許認可等」という。）の全部又は一部が取得又は完了しない場合、承継対象権利義務のうち、当該許認可等に係る事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務については、承継対象権利義務に含めないものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式15,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会（会社法第319条第1項による場合を含む。）を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年４月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（商号変更）

本件分割の効力発生日をもって、甲は、株式会社エムアップホールディングスに商号変更するものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第11条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、法令に基づき本件分割に必要とされる甲又は乙の株主総会決議による承認が得られないときは、その効力を失う。

第13条（費用負担及び公租公課）

1. 甲及び乙は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して各自に発生する費用については、各自これを負担するものとする。
2. 承継対象権利義務に係る公租公課等は、日割り計算により効力発生日の前日までは甲が、本効力発生日以後は乙が負担する。

第14条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2019年５月15日

（甲）東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
渋谷南東急ビル10階
株式会社エムアップ
代表取締役　　美藤　宏一郎

（乙）東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
渋谷南東急ビル9階
ＥＭＴＧ株式会社
代表取締役　　冨田　義博

（別紙）

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2019年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1．資産
本件事業に属する以下の資産
(1) 流動資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
現預金、受取手形、売掛金、商品、前渡金、前払費用、未収入金、その他流動資産。
(2) 固定資産
効力発生日における本件事業に係る以下の資産。
車両運搬具、工具、器具及び備品、その他固定資産。

2．負債
効力発生日における本件事業に係る以下の負債
買掛金、未払金、未払費用、前受金、その他負債。

3．雇用契約等
本件分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に属する一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 契約（雇用契約等を除く）その他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

（本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利の一切。）

(2) 雇用契約以外の契約

効力発生日において本件事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他の一切の契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法令上承継できないもの、契約上承継できないもの、承継に際して許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以　上

(2) 「吸収分割契約書（写）」（株式会社エムアップ分割準備会社）

吸収分割契約書（写）

株式会社エムアップ（以下「甲」という。）及び株式会社エムアップ分割準備会社（以下「乙」という。）は、コンテンツ関連事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、本件事業に関して有する権利義務を、効力発生日（第7条において定義される。以下同じ。）をもって乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社エムアップ

住所：東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

渋谷南東急ビル

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社エムアップ分割準備会社

住所：東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

渋谷南東急ビル

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（ⅰ）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ⅱ）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
4. 第1項にかかわらず、効力発生日の前日までに、乙において、本件事業の遂行に必要となる免許、許可、認可、承認、登録及び届出等（以下「許認可等」という。）の全部又は一部が取得又は完了しない場合、承継対象権利義務のうち、当該許認可等に係る事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務については、承継対象権利義務に含めないものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式10,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会（会社法第319条第1項による場合を含む。）を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決

議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年４月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（商号変更）

本件分割の効力発生日をもって、甲は、株式会社エムアップホールディングスに商号変更するものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第11条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、法令に基づき本件分割に必要とされる甲又は乙の株主総会決議による承認が得られないときは、その効力を失う。

第13条（費用負担及び公租公課）

1. 甲及び乙は、本契約に別途明確に定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して各自に発生する費用については、各自これを負担するものとする。
2. 承継対象権利義務に係る公租公課等は、日割り計算により効力発生日の前日までは甲が、本効力発生日以後は乙が負担する。

第14条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2019年５月15日

（甲）東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
渋谷南東急ビル10階
株式会社エムアップ
代表取締役　　美藤　宏一郎

（乙）東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
渋谷南東急ビル10階
株式会社エムアップ分割準備会社
代表取締役　　美藤　宏一郎

（別紙）

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2019年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

現預金、受取手形、売掛金、商品、前渡金、前払費用、未収入金、その他流動資産。

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産。

車両運搬具、工具、器具及び備品、その他固定資産。

2. 負債

効力発生日における本件事業に係る負債

買掛金、未払金、未払費用、前受金、その他負債。

3. 雇用契約等

効力発生日において甲が締結している本件事業に属する一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 契約（雇用契約等を除く）その他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

（本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利の一切。）

(2) 雇用契約以外の契約

効力発生日において本件事業に関して甲が締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他の一切の契約に関する契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法令上承継できないもの、契約上承継できないもの、承継に際して許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以　上

３．吸収分割承継会社が当社に対して事業に関する権利義務に代えて交付する株式の数及び吸収分割承継会社の資本金・準備金の額の相当性に関する事項

（１）交付する株式数に関する事項

① 当社は、2020年４月１日を効力発生日とする吸収分割により、ファンクラブサイト事業に関する権利義務について、当社の100％子会社であるＥＭＴＧ株式会社に対して、当社との間で締結した2019年５月15日付の吸収分割契約に従い承継させることとし、承継会社であるＥＭＴＧ株式会社が新たに普通株式15,000株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

② 当社は、2020年４月１日を効力発生日とする吸収分割により、コンテンツ関連事業に関する権利義務について、当社の100％子会社である株式会社エムアップ分割準備会社に対して、当社との間で締結した2019年５月15日付の吸収分割契約に従い承継させることとし、承継会社である株式会社エムアップ分割準備会社が新たに普通株式10,000株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

各承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、各承継会社が発行する株式数については、当社と各承継会社との間で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

（２）資本金及び準備金の額に関する事項

各承継会社が各吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条又は第38条の定めるところに従って、定めさせていただくものであり、相当であると判断しております。

４．吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

（１）ＥＭＴＧ株式会社

事業報告　（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、政府による各種経済政策を背景に企業収益及び雇用情勢の改善を受け、設備投資や個人消費の緩やかな回復傾向で推移しました。

当社を取り巻く情報通信関連市場につきましては、スマートフォンの急速な普及によってインターネットのモバイル化が進み、インターネットの利用時間やそれを介したサービス消費も増加するなど、安定的な成長と市場拡大が続いております。利便性が向上する一方で、テクノロジーの進化

や新たなビジネス、サービスの創出は加速しており、事業環境は目まぐるしく変化しております。

情報通信機器の保有状況を見ると、スマートフォンが75.1%（前年同期比3.3ポイント増）、タブレット端末が36.4%（前年同期比2.0ポイント増）となり、普及は一巡し安定成長へと移行しております。（出所：総務省「平成30年版情報通信白書」）。また、スマートフォンやタブレット端末の普及と利用増加に伴い、モバイルコンテンツの市場規模は、2018年には全体で２兆1,109億円（前年同期比12.5%増）となり、高い伸び率で拡大が続いております（出所：一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム）。

音楽やアーティスト関連の市場動向といたしましては、2018年の音楽ソフト（オーディオレコード及び音楽ビデオ合計）の生産金額は2,403億円（前年同期比3.6%増）、音楽配信の販売金額が644億円（前年同期比12.5%増）とそれぞれ増加いたしました（出所：一般社団法人日本レコード協会）。特に、音楽配信では、ストリーミングサービスの利用が急拡大しており、市場拡大の牽引役となっております。同様に2018年のライブ、コンサートの年間動員数は、4,862万人（前年同期比1.7%増）、市場規模としては3,448億円（同3.7%増）と、こちらも拡大が続いております（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）。

このような外部環境中、当社は、引き続きスマートフォン、PC等のメディアにおいて、音楽アーティストのファンクラブ、ファンサイト運営を軸にEC等のシナジー効果が期待できる事業展開を行い、ファンクラブ、サイトの利用価値を向上させ、会員数の増加と収益増に努めると共に、新規アーティストの獲得をし維新していまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高5,455,372千円（前期比30.8%増）、営業利益413,202千円（前期比42.9%増）、経常利益416,726千円（前期比41.9%増）、当期純利益235,746千円（前期比13.6%増）となりました。

主要な事業内容

スマートフォン・携帯向けアーティストファンサイトの企画・開発・運営

ファンクラブの企画・開発・運営

主要な営業所及び使用人の状況

本社　東京都渋谷区

企業集団の従業員の状況

81人

重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社エムアップであり、同社は株式を1,440,000株(議決権比率100%)保有しております。当社は親会社より電子チケットに関する業務を受託しております。

貸借対照表　(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額	科　目	金　額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	5,790,013	流動負債	4,949,050
現金及び預金	4,922,553	買掛金	1,686,914
売掛金	625,121	未払金	2,588,644
前払費用	164,498	未払費用	1,127
未収入金	71,676	前受金	500,481
その他	6,373	預り金	155,269
貸倒引当金	△209	賞与引当金	9,020
		その他	7,592
固定資産	349,564	固定負債	
有形固定資産	59,779	資産除去債務	18,440
建物	50,911		
車両	486	負 債 合 計	
工具器具備品)	8,380		
無形固定資産	2,612	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	2,612	株主資本	1,172,086
投資その他の資産	287,172	資本金	263,434
差入保証金	24,000	資本剰余金	214,434
敷金	154,646	利益剰余金	694,218
繰延税金資産	108,525	純 資 産 合 計	1,172,086
資 産 合 計	6,139,577	負債純資産合計	6,139,577

損益計算書

（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
売　上　高	5,455,372
売　上　原　価	4,046,057
売 上 総 利 益	1,409,315
販売費及び一般管理費	996,113
営　業　利　益	413,202
営業外収益	3,524
営業外費用	0
経　常　利　益	416,726
特別損失	275,706
減損損失	264,648
その他	11,058
税 引 前 当 期 純 利 益	141,020
法人税、住民税及び事業税	3,468
法人税等調整額	△98,195
当 期 純 利 益	235,746

株主資本等変動計算書 (2019年３月31日現在)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	261,292	212,292	212,292	950,655	950,655	1,424,239
当期変動額						
新株の発行	2,142	2,142	2,142	－	－	4,284
新株予約権の行使						
会社分割による減少				△492,183	△492,183	△492,183
当期純利益	－	－	－	235,746	235,746	235,746
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	2,142	2,142	2,142	△256,437	△256,437	△252,153
当期末残高	263,434	214,434	214,434	694,218	694,218	1,172,086

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	42	1,424,282
当期変動額		
新株の発行	－	4,284
新株予約権の行使	△42	△42
会社分割による減少	－	△492,183
当期純利益	－	235,746
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△42	△42
当期変動額合計	△42	△252,195
当期末残高	－	1,172,086

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

１．重要な会計方針係る事項に関する注記

（１）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備　2～15年

車両運搬具　　5年

工具、器具及び備品　4～ 6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（２）引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（３）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式により処理しております。

２．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　1,440,000株

（２）当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

－株

監査役の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

2018年4月１日から2019年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

１.監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年６月４日

ＥＭＴＧ株式会社

監査役　　武田 和豊　㊞

（2）株式会社エムアップ分割準備会社

株式会社エムアップ分割準備会社は、2019年４月22日に成立した会社であるため、確定最終年度はありません。同社の成立の日現在における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

貸借対照表　（2019年４月22日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流動資産	10	固定負債	－
固定資産	－	流動負債	－
		負 債 合 計	－
		（純 資 産 の 部）	
		純 資 産 合 計	10
資 産 合 計	10	負債純資産合計	10

５．吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後または成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当事項はありません。

６．吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当事項はありません。

第４号議案　定款の一部変更の件

１.変更の理由

当社は、第３号議案（「吸収分割契約承認の件」）に記載のとおり、2020年４月１日（予定）をもって、持株会社（同日付で「株式会社エムアップホールディングス」へ商号変更予定）へ移行いたします。これに伴い、第３号議案（「吸収分割契約承認の件」を原案どおり承認いただき、同議案に係る吸収分割が効力を生じることを条件として、現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）を変更し、併せて、2020年４月１日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総　則	第1章　総　則
第1条（商号） 当会社は株式会社エムアップと称し、英文ではm-up, Inc.と表示する。	第1条（商号） 当会社は株式会社エムアップホールディングスと称し、英文ではm-up holdings, Inc.と表示する。
第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条（目的） 当会社は、次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む会社（外国会社を含む。）の株式又は持分を保有する事により当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
1～31（記載省略）	1～31（現行どおり）
第3条～第36条　（条文省略）	第3条～第36条　（現行どおり）
附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第12期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	附　則 第1条（現行どおり）
（新　設）	第2条（効力発生日） 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、2020年4月1日に効力が生じるものとする。 なお、本附則は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。

第５号議案　資本準備金の額の減少の件

① 提案の理由

早期に財務体質の健全化を図るとともに、配当原資（分配可能額）を確保し、株主還元を含めた今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少したいと存じます。

② 提案の内容

（１）減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額47億9,530万5,338円のうち、30億円を減少し、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替える。

（２）資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2019年６月27日

（３）備考

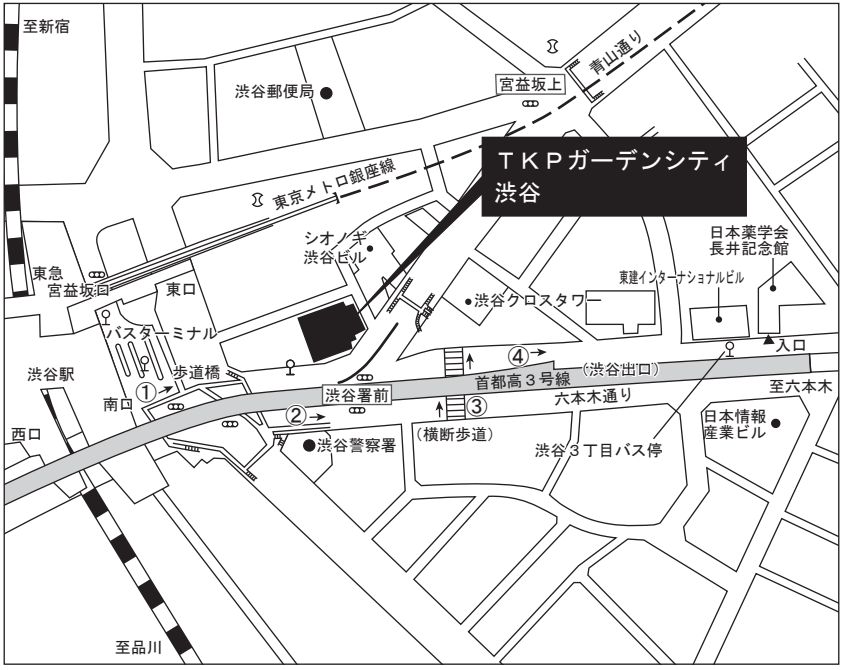
本議案をご承認いただきました場合には、2019年６月27日開催の本総会終了後に開催予定の取締役会の決議により、会社法第459条第１項及び定款第34条の規定に基づき、同日を効力発生日として、その他資本剰余金のうち9億7,789万1,547円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、当社の貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損をてん補する旨、及び、2019年３月期の期末配当金を１株当たり22円とする旨（効力発生日は2019年６月28日）を決定する予定です。

なお、上記資本準備金の額の減少による発行済株式総数の変更はございませんので、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区渋谷２-22-３　渋谷東口ビル１Ｆ
ＴＫＰガーデンシティ渋谷
TEL：03-4577-9253



交　通

- ＪＲ山手線　渋谷駅　東口　徒歩３分
- ＪＲ埼京線　渋谷駅　東口　徒歩３分
- ＪＲ湘南新宿ライン　渋谷駅　東口　徒歩３分
- 東京メトロ銀座線　渋谷駅　徒歩３分
- 東京メトロ半蔵門線　渋谷駅　15番出口　徒歩３分
- 東京メトロ副都心線　渋谷駅　15番出口　徒歩３分
- 東急東横線　渋谷駅　15番出口　徒歩２分
- 東急田園都市線　渋谷駅　15番出口　徒歩２分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。